

令和6年宇治田原町議会運営委員会

令和6年8月27日

午前10時開議

議 事 日 程

日程第1 令和6年第3回（9月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④一般質問について
- ⑤再開日について
- ⑥常任委員会の日程について
- ⑦予算特別委員会の日程について
- ⑧決算特別委員会の設置及び日程について
- ⑨特別委員会の日程について
- ⑩意見書について
- ⑪提出議案について
- ⑫選任同意に係る所信聴取について
- ⑬議事日程（第1号）について
- ⑭陳情書について
- ⑮行政諸報告について
- ⑯その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	1 番	山 内 実貴子	委員
副委員長	3 番	馬 場 哉	委員
	5 番	山 本 精	委員
	7 番	藤 本 英 樹	委員
	10 番	原 田 周 一	委員
	12 番	浅 田 晃 弘	委員

1. 欠 席 委 員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長	山 下 康 之 君
総 務 政 策 監	奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長	村 山 和 弘 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
庶 務 係 長	重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、令和6年第3回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程により、ご協議をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認めます。

ここで、副町長より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和6年第3回の定例会における議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

また、当委員会の山内委員長、また馬場副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、本当に平素から大変お世話になりありがとうございます。

もう8月も終わりというようなところに来ておりますけれども、今年の夏は非常に暑い夏が続いておるところでございますけれども。ここに来て今、台風10号を一番心配しております。本来でしたら、今日、明日というような状況でございましたけれども、非常に台風の進路が大きく変わり、非常に今までに、かつてない進路を見ているわけでございますけれども、この間、もちろん関東等々について、東海でも非常に線状降水帯の雨がより厳しい状況が続いておりますけれども、本町においては今のところ、弱まって助かっているところでございますけれども、台風10号は侮れないというふうに思っております。できるだけ早く住民の皆さんに情報をしっかり提供しながら、そして早いうちに避難をしたり、また命を守る行動が非常に大事だと思っております。

今のところ見てみますと、どうもこの8月30日から31日にかけて非常に心配な時期だというふうに言われておりますけれども、どんな方向でどんな勢力になってというのがございますので、また現在のところ、京都府さんのほうでは、防災会議はまだ開いておられないという状況でございますので、気象庁と京都府さんとの連携により、また京都府の防災会議の中での警戒体制等々にはまた発令いただきましたらすぐさま我々も

ひしっかり対策を講じていかなければならないというふうに思っています。

しかしながら、日頃からそういった防災についてはしっかり意識を持って進めていきたいと思っておりますので、またそういったときにつきましては、議会の議員の皆さんにもご連絡等々させていただきますけれども、いろんな形でまたご指導なりご支援賜りますよう、よろしくお願いしたいというふうに思います。

特に、8月の南海トラフの、そういった臨時情報というようなことがこの間の8月8日に発表されまして、8月14日をもって、特別な注意の呼びかけは終了したということでございますけれども、この1週間も、24時間体制で、昼間も深夜も職員のほうで待機をいたしまして、そして住民の皆さんにも周知しながら、また職員各々が1週間持つような指導もする中で、取り組んでまいりましたけれども、特に住民の方からはそういった変わった問合せなり、そういったのはございませんでした。

ただ、南海トラフ地震もなくなったわけではございませんので、いつ何時起こるか分からへんということで、非常にこれも意識を持って望んでいきたいと思っているところでございます。

いよいよ今日から学校でも2学期のほうは今スタートいたしまして、今日は小学生、中学生、学校のほうに2学期の始業式ということで登校いたしましたけれども、私も町内、ずっと朝から見てまいりましたけれども、元気に学校に行っていて安堵したわけでございますけれども、この夏非常にコロナがより感染者が多いということで、医療機関のほうも非常にたくさんの患者がおられるというようなことを聞いておりましたけれども、今日は子どもたちの様子を見ていますと、小学校ではコロナにかかっている子どもはゼロ、あとインフルエンザにかかっている子どももゼロ。中学生において、コロナにかかって今日は出席できなかったという生徒が1名、インフルエンザの感染者はゼロというような状況でございます。このコロナもなくなったわけではございませんので、これも常日頃から感染防止対策には十分に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、熱中症の警戒アラートが毎日のように出ておりまして、非常に厳しい暑さが続いているわけでございますけれども、委員各位におかれてもまずはお体に十分注意いただいて、また熱中症対策もそれぞれ気をつけていただきたいなというふうに思っておりますけれども。

そういう中でいきますと、前にも、報告させてもらいましたけれども、宇治田原町で救急の熱中症で搬送いただいた方は、6月ではゼロ、7月では5人の方が熱中症という

ことで、救急で運ばれております。そして、8月は1日から今日までの間で、お一人熱中症で救急で運ばれたということでございますけれども、これも非常に水分を取っていただいて、十分に自己管理をしていただきながら、無理をせずやっていただきたいというふうに思っております。

この夏場も文化センターなり、また役場のほうに、暑いときには入っていただいて休んでいただけるように、啓発をしながら取り組んできたところでございますけれども。これも命に関わることでございますので、しっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中で、特に今、9月はこれから台風等々の時期で非常に心配でございますけれども、せんだって8月22日、宇治田原町内の禅定寺にございます株式会社ニチダイさん、災害時の応援協定を締結させていただきまして、緊急時の避難場所として、施設をお借りいただけるということで、協定を結ばせていただきましたので、よりよく安全に対応できるようにということで、非常にニチダイさんのほうも積極的にお力をいただいたということでできたわけでございます。

そういう中では、特に地元の、常に住民の安心安全の要となる消防団の皆さんにおきましても、せんだって8月25日、京都府の消防操法大会がございまして、議会のほうからは議長さんにもご出席いただきまして、京都府の丹波自然公園で大会がございましたけれども。夏場の暑い5月からの練習、訓練ということで見ていましたけれども、結構、いい内容での操法だったなというふうに思っております。そういう操法が一つ終わったわけでございますけれども、今度また9月14日土曜日に、宇治田原町の消防団の総合訓練というのを、これからまだやっていただけてますし、小隊訓練に上がっております禅定寺また立川のは、操法の大会と同じく訓練を続けておりますので、委員の皆さんには9月14日にご案内のほうをさせていただきますので、大変暑い時期でございますけれども、午前9時から住民グラウンドのほうで、お世話になりたいというように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、もうこの9月等々については、そうした災害の発生する非常に心配な時期でございますので、しっかり我々もより引き締めて対応していきたいと思っております。

まず、この令和6年第3回9月定例議会をお願いいたします提出議案については、後ほど提案説明を差し上げますが、今回は予算関係が2件で、これ補正でございます。それから条例関係が4件、これ改正の内容でございます。それから決算、令和5年

度の決算の関係で6件、人事案件3件、そして報告でさせていただく議案が3件でございます。

後ほどまた提案説明させていただきますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、我々もこんな暑い時期ではございますけれども、しっかりと気を引き締めて対応していきたいというふうに思っておりますので、ご指導いただきたいと思います。

これから暑くなりますので、委員各位にはくれぐれもお体にはご注意をいただく中で、引き続きご活躍されますよう心からご祈念申し上げまして、開会に当たりまして少し長くなりましたけれども、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

○委員長（山内実貴子） 日程第1、「令和6年第3回（9月）定例会について」を議題といたします。

署名議員について、事務局からお願いします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 皆さん、改めましておはようございます。

会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、4番、森山高広議員、6番、宇佐美まり議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ただいまありましたとおり、4番、森山高広議員、6番、宇佐美まり議員といたします。

次に、会期について。

日程は各委員の席に配付しております。

会期については、9月3日から9月27日までの25日間といたします。

次に、諸報告について。

議員派遣の件についてでございます。

7月18日、京都府町村議会議員研修会

8月8日、京都府町村議会広報編集正副委員長研修会

8月23日、京都府町村議会運営委員長研修会

お手元に配付のとおりでございます。

次に、陳情書4件について。

1 つ目がガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情。

2 つ目、ケア労働者の持続的な賃上げと人員確保の保障を国に求める意見書の提出に関する陳情。

3 つ目、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情。

4 つ目が再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情でございます。お手元に配付のとおりでございます。

陳情書につきましては、後ほど取扱いについて協議いただきたいと思います。

次に、一般質問について。

事務局からお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） それでは、一般質問についてですが、お配りしております一般質問の一覧表をご覧ください。

8月22日、23日に受付をさせていただき、その結果10名の提出があり、23日の午前9時から抽選も実施させていただきました。その結果を一覧表にさせていただいております。

この10名の質問者の方々を5日、6日でどのようにすればよいかを議会運営委員会で決定いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 今回の一般質問につきましては、10名ということでございます。

5日と6日の振り分けをどのようにすればよいかご意見等ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（山内実貴子） 特になければ、従来からの申合せにありますとおり、5日は7人目まで、6日を8人目からいたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認め、1日目7名、2日目3名で行いたいと思います。

質問内容が重複する項目があると聞いておりますので、該当される議員の方には、対応等いただきたいと思います。

次に、再開日について。

9月5日木曜日午前10時、一般質問

6日金曜日午前10時、一般質問

13日金曜日午前10時、これは補正予算関係の採決等でございます。

27日金曜日午前10時、閉会予定となっております。

次に、常任委員会の日程について。

9月11日水曜日午前10時、総務建設常任委員会

12日木曜日午前10時、文教厚生常任委員会。

次に、予算特別委員会の日程について。

10日火曜日午前10時となります。

この日程で、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

次に、決算特別委員会の設置及び日程について。

決算特別委員会は、議選の監査委員を除く10名で設置いたします。

日程は、9月18日水曜日午前10時

9月19日木曜日午前10時

20日金曜日（現地審査）午前10時

24日火曜日（総括審査）午前10時。

予定表をお配りしておりますので、ご参照願います。

この日程で、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

次に、特別委員会の日程について。

9月10日火曜日、議会活性化特別委員会を予算特別委員会後に追加しております。

この日程で、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

次に、意見書について。

意見書第1号について。

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書（案）。

お手元に配付いたしております意見書（案）につきまして、提出者であります原田議員より趣旨説明等をお願いしたいと思います。原田議員。

○議員（原田周一） それでは、提出者であります。

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書ということで、先日、藤本議員、上野議員の賛同を得まして提出させていただきました。

この件につきましては、6月の議会のときに議場配付をしたという経緯があるんですが、その後、再度京都市弁護士会より何とか採択できないかということで、役場のほうに來られて、私も立ち会い、説明を受けました。その結果、意見書を趣旨に賛同して出させていただいたということでございます。

それで、少し説明として、内容をかいつまんでご説明しますと、ここへまとめておりますので、ちょっと朗読させていただきます。

意見書第1号、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書（案）について。宇治田原町議会会議規則第14条第1項の規定により意見書を提出いたします。

提案理由といたしましては、冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後を絶たない。冤罪事件では、長時間にわたる取り調べに耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多い。裁判では、その自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても自白しているとの理由で有罪とされる。無実であるのに裁判で、有罪が確定した冤罪被害者を救済する手段は再審しかない。最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求が行われているが、ほとんど認められていない。2010年の足利事件に始まり、布川事件や2016年東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続いた。

また、2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事があった。直近では、昨年3月、東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、東京高等検察庁は、最高裁への特別抗告を断念し、再審が開始された。再審請求では、無罪を主張する請求人と弁護側から、無罪を明白にする新たな証拠を提出することが求められるが、証拠は検察の手にあり、それらを開示させる法律はない。無罪となった再審事件で、新証拠が実は当初から検察が隠し持っていたケースもあった。無罪を証明する証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものになっていたはずである。

また、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることも問題である。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の異議申立てにより、再審が行われぬまま89歳で獄死した。こうした悲劇を繰り返さないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白である。再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要であるが、裁判官によっては、新証拠の審理を行うこと

もなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する判決が出されることが多い。裁判で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう、再審裁判のルールをつくる必要がある。現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままである。

一つ、再審請求手続において、新証拠開示規定が存在しない。2つ目、再審開始決定に対し、検察官の不服申立てにより審理が長期化する。3つ目、手続規定が整備されておらず、手続保証が十分でない。

以上のことから、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官宛に提出いたしたく考えておりますので、よろしくご理解お願いいたします。以上です。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございました。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 質疑なしと認めます。

この意見書につきましては、3日の開会日に趣旨説明をいただき、散会後の全員協議会後に議員協議会を開催し、全議員に説明を行った後、27日の閉会日に質疑、討論、採決という運びで進めたいと思います。

この予定でご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認め、この予定で進めます。

次に、提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうから9月定例会をお願いいたします議案につきまして、説明をさせていただきますと思います。

今回、お願いいたしますのは、議案、内訳といたしましては、予算関係2件、補正2件、条例関係4件、改正が4件、決算関係が6件、それから人事関係が3件、報告が3件でお願いしていききたいと思います。全部で15議案、3報告ということで、お願いしていききたいと思います。

それでは、議案の番号順によりまして、順次私のほうからご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、議案第44号、令和6年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）でございます。

内容によって、児童手当の制度拡充に伴う費用やあるいはまた新型コロナウイルスワクチンの定期接種を実施する費用等を追加補正をさせていただくものでございまして、

既定額が53億9,900万円で、補正額は今回、7,645万9,000円追加をお願いしたい。合計が54億7,545万2,000円ということでございます。

主な内容につきましてでございますけれども、これは、後ろに、補正予算の主要事項調書もつけさせていただいておりますし、また、概要のほうもつけさせていただいておりますけれども、見ていただいたら理解できると思いますけれども。物価高騰対応調整給付金支給事業費で、2,500万円の追加と、また各種予防接種等の対策事業費1,598万円の追加、それから児童手当の支給事業費1,740万5,000円の追加でございます。

それとですね、宇治田原児童育成施設整備事業費1,499万3,000円の追加でございます。これにつきましては、昨年の12月に補正予算を組ませていただきまして、設計のほうをさせていただきまして、令和6年度で宇治田原学童の施設を建設するというところで、まとめてまいりましたけれども、この間急に物価高騰なり、また人件費の高騰によりまして、当初令和6年度の予算を可決いただいた額ではいかないようになってきましたので、今回、補正をさせていただきまして、ご理解を賜る中で、令和6年度中に建設をお願いしたいというように思っておりますのでございます。

議案第44号は、以上が主なものでございます。

続きまして、議案第45号、令和5年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

保険事業勘定のほうで、前年度の国・府・支払基金の負担金等の確定に伴う返還金を追加補正するものでございまして、既定額は8億9,367万7,000円に今回、補正として、608万円の追加をお願いし、合計が8億9,975万7,000円というものでございます。議案書の後ろに、概要のほうもつけさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいというように思います。

続きまして、議案第46号、宇治田原町長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これにつきましては、町発注の建設工事に係る入札不正事件に関して、本町の元職員が再度逮捕され、その後有罪判決が確定したことを踏まえまして、町長及び副町長の給与について、これまで行っている財政対策の減額措置に、今回の重大事件における自戒措置として、追加で減額をするために所要の改正を行わせていただきたいと思いますと思っております。後ろに資料のほうもつけさせていただいておりますけれども、今現在、町長が10%、そして副町長が7%の減額させていただいてけれども、今回、町長15%、そして副町長10%ということで、令和6年10月1日から10月31日までの期間、この減額率を加算をさせていただきたいとい

うように思っているところでございます。

続きまして、議案第47号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてということです。

議案書の後ろに概要のほうをつけさせていただいておりますけれども、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第48号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これも概要のほうつけさせていただいておりますけれども。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正法が施行されたことに伴いまして、所要の改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第49号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも資料のほうをつけさせていただいておりますけれども、浄化槽の設置及び維持管理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を加速するために、浄化槽の整備推進事業の事業区域を追加をさせていただくものでございます。

後ろに資料もついておりますけれども、今までは、宇治田原町大字高尾及び大字奥山田の区域内、これを改正後は、宇治田原町大字高尾、それから岩山・湯屋谷及び奥山田区域内のそれぞれの一部ということで、改正をお願いをするものでございます。

続きまして、議案第50号、令和5年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定についてです。

ここからは主に決算についての認定をお願いするものでございまして、一般会計のほうでは、決算額、歳入が54億1,936万9,393円、歳出のほうが52億3,573万9,856円、歳入歳出の差引額は1億8,362万9,537円。

翌年度への繰越しの財源といたしましては、4,389万9,000円でございます。実質収支額は、1億3,973万537円でございます。

続きまして、議案第51号、令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてでございます。

決算額、歳入のほうでは、10億2,563万4,920円、歳出10億704万4,789円、歳入歳出差引額は1,859万131円、実質収支額が1,859万131円でございます。

続きまして、議案第52号、令和5年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定についてでございます。

決算額、歳入で1億6,130万3,516円、歳出で1億5,524万2,355円、歳入歳出差引額が606万1,161円でございます。実質収支額が606万1,161円でございます。

続きまして、議案第53号、令和5年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

まず、保険事業勘定のほうでは、決算額、歳入で8億5,783万6,380円、歳出で8億2,694万9,750円、歳入歳出差引額が3,088万6,630円、実質収支額が3,088万6,630円でございます。

それから、もうひとつの介護のサービス事業勘定のほうでは、決算額、歳入525万345円、歳出402万5,931円、歳入歳出差引額が122万4,414円、実質収支額が122万4,410円となったところでございます。

続きまして、議案第54号、令和5年度宇治田原町水道事業会計決算認定についてでございます。

決算額、収益的収入及び支出のほうでは、収入では2億8,265万1,072円、支出のほうでは、2億8,308万7,798円、収支がマイナスの43万6,726円、これと資本的収入及び支出のほうでは、収入が7,508万3,488円、支出のほうが1億566万5,458円、収支がマイナスの3,058万1,970円となったところでございます。

続きまして、議案第55号、令和5年度宇治田原町下水道事業会計決算認定でございます。

決算額、収益的収入及び支出のほうでは、収入では4億1,714万9,841円、支出のほうでは、4億513万716円、収支1,201万9,125円。それから、資本的収入及び支出のほうでは、収入では4億767万9,400円、支出のほうでは、4億9,992万2,911円、収支のほうでマイナスの9,224万3,511円となったところでございます。

これまでもが決算認定でお願いする議案でございます。

続きまして、議案第56号、ここからはちょっと人事案件でお願いする議案でございます。宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任についてということで、現固定資産の評価審査委員でございます大北康人氏の任期が本年の10月12日をもって満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

それから、もう1人、議案第57号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について。もう1人の方も現在固定資産評価審査委員でございます矢野芳巳氏の任期が同

じく本年の10月12日をもって満了となることから同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。このお二人については引き続いてお願いをしていきたいというように思っております。

それから、次の議案第58号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任ということで、この評価審査の委員会の委員さんは3名ということでお願いをしているわけですが、お1人ご不幸がございましたので、そして今回、新しく禅定寺にお住まいの、今禅定寺の区長もしていただいているわけですが、藤田明正氏を新たに選任いたしたく思っているところでございます。この方、JAのほうにずっと長年お勤めで、特にJAの中でも監査役をしていただいたり、あるいはJA宇治田原町支店長ももちろんしていただきまして、結構いろんな方面に、特に金融関係等々、また納税者の立場からいろんなご意見をいただきたく、この方今回、新たに新しく選任いたしたく議会の同意をお願いする方でございます。

以上までが議案のお願いでございまして、次から報告議案でございまして、3件ございまして、いつもながら大変、交通安全には十分留意するように職員指導等々にも努めるところでございますけれども、まず報告第7号については、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告ということで、令和6年4月19日に町道郷之口鷲峰山線に車を停止しようとした際に、道路側溝側の壁部分と道路面との段差により車両に損害を与えた事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法第186条の第1項の規定に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

要するに、道路側溝側の壁部分に段差がございましたので、そのところに自分の車両を当てたということです。その損害賠償でございます。

次の報告第8号については、これも和解及び損害賠償の額の専決処分の報告ということで、令和6年6月12日に本町の職員が運転する公用車が宇治田原町役場駐車場内において、駐車中の乗用車に接触し、損害を与えたということで、町職員が運転する公用車が駐車場に止めておりました職員の車両に接触し、損害を与えたということで、事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法の第150条第1項の規定に基づき、議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

それから、3つ目の報告第9号です。和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてということで、これについては、令和6年7月5日に町職員の運転する公用車が右折

するために、停車していた国道307号線において停止した乗用車に接触し、損害を与えた事故に係る和解及び損害賠償の額について地方自治法の180条第1項の規定に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について同条第2項の規定により報告するものでございます。

これも国道307号線で止まっていた車に後ろから当たったということで、相手さんのほうは特にけがのほうは全くなかったところでございまして、車のほうが損傷したということで、それについて損害賠償ということでしたことで。

いずれにいたしましても、報告内容が3件というのは、あまりにも多く、大変申し訳ないんですけれども、常日頃から交通安全の周知徹底、また報告7号では、道路上の工事、施工後の段差があったということでございますので、そういった点についてもしっかりと点検を行い、今後こういった事案を議会のほうにご報告させていただくということがないようにしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上が本定例会にお願いいたします議案、あるいはまた報告内容でございます。以上で説明のほう終わりにさせていただきます。

すみません、途中でちょっと咳き込んでしましまして大変お聞き苦しい点、申し訳ないと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。

何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、以上で提出議案について終わります。

次に、選任同意に係る所信聴取について。

申合せ事項であります選任同意に係る人事案件の所信についての調書の有無については、副町長、教育長及び監査委員については招致する、その他の人事議案については議会運営委員会において招致について協議、決定するとなっておりますが、これまで、その他の人事議案については招致を行っておりませんので、今回の固定資産評価審査委員会委員の選任についても同様に所信聴取を行わないこととしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議なしと認め、今回の固定資産評価審査委員会委員の選任については、所信聴取を行わないことで決定いたします。

所信聴取の件については、これで終わります。

次に、議事日程（第1号）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） それでは、お手元に配付させていただいております令和6年第3回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

令和6年9月3日火曜日、午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、4番、森山高広議員、6番、宇佐美まり議員をお願いさせていただきたく予定をしております。

日程第2の会期の決定でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認いただきました9月3日から9月27日までの25日間とさせていただきたいと思っております。

続きまして、日程第3、諸報告でございますが、お手元にお配りしております議員派遣の報告3件、陳情4件がございますので、陳情書につきましては、後ほどご協議いただければと思います。その後、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

日程4から日程6、報告7号から報告第9号につきましては、町長より報告していただく予定をしております。報告案件となりますので、報告のみという形で対応したいと思っております。

続きまして、日程第7から日程第9、議案第56号から議案第58号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、1議案1議題を予定させていただいております。

なお、固定資産評価審査委員の選任につきましては、本会議散会后、委員会室において、全員協議会を開催し、詳細を説明していただく予定としております。質疑、討論、採決につきましては、最終日に予定をしております。

続きまして、日程第10から日程第15までの補正予算2件及び補正に関連します条例改正1件、条例改正3件の合計6議案につきましては、一括提案を予定させていただいております。お手元のほうに、付託議案一覧をお配りさせていただいておりますが、議案第47号、議案第49号の2議案につきましては総務建設常任委員会に、議案第48号につきましては文教厚生常任委員会に、議案第44号及び議案第45号の一般会計、介護保険特別会

計の補正予算及び補正予算に関連します議案第46号の3議案については、予算特別委員会に付託を予定しております。

いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

引き続きまして、日程第16、議案第50号の一般会計の決算認定から日程第21、議案第55号の下水道事業特別会計決算認定までの6議案につきましても、いずれも決算認定になりますことから、これも先ほど議選の監査委員を除く10名で特別委員会を設置していただくという形でご承諾いただいておりますので、決算特別委員会のほうに付託を予定させていただいております。町長からの提案説明が終わりますと、藤本議選監査委員より決算審査の審査報告をしていただく予定としております。

日程第22、決算特別委員会の設置という形で議事を進めていただきまして、一旦休憩を取りまして、この委員会で決算特別委員会の正副委員長を決定いただきます。その後、決定されました委員長の下で、第1回目の委員会申合せ等の内容の精査をお願いする予定とさせていただいております。

日程第23、意見書第1号、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書（案）につきましても、提出者であります原田周一議員より3日の開会日に趣旨説明をいただき、その後、開会日の議員協議会において協議いただきたいと考えております。質疑、討論、採決は最終日に予定をしております。

議事日程（第1号）についての説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これで議事日程（第1号）についてを終わります。

次に、陳情書について。お手元に配付しておりますが、陳情書4件の受付をしております。

陳情書1、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情。

パレスチナのガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出に関する陳情書となっております。

どのように対応すればよいかが検討願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 議場配付で対応すればいいと思います。

○委員長（山内実貴子） 今、意見が出ましたが、3日に議場配付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、3日に議場配付といたします。

次に、ケア労働者の持続的な賃上げと人員確保の保障を国に求める意見書提出に関する陳情。

医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員確保につながるよう、政府の責任で全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること、また、物価高騰や人件費増を継続的・安定的に賄えるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げるとともに、それに伴い増える患者・利用者負担の軽減措置を講じるよう国に求める意見書の提出に関する陳情書となっております。

どのように対応すればよいかが検討願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） こちらも議場配付で対応すればと思います。

○委員長（山内実貴子） 今、ご意見ありましたが、3日に議場配付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、3日に議場配付といたします。

次に、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情です。

10年前に留学のため中国宝鶏（ホウケイ）から来日し、現在、東京のメディアで働いている陳情者の母親が、法輪功（ファルンゴン）を学んでいたことにより、現在、宝鶏（ホウケイ）市の留置所に拘束されている。人道的な立場、不当な扱いを受けている母の境遇に関心を持っていただき、在日中国大使館及び日本外務省に働きかけるとともに、王乖彦（オウカイゲン）さんの早期救出を国に求める意見書提出に関する陳情書となっております。

どのように対応すればよいかが検討願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） こちらのほうも議場配付で対応すればと思います。

○委員長（山内実貴子） 今、ご意見ありました。3日に議場配付することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、3日に議場配付といたします。

次に、再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書です。

えん罪被害者の一刻も早い救済のために、再審のための全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を含む、再審法の速やかな改正を、国に求める意見書提出に関する陳情書となっております。

本陳情書については、令和6年6月定例会において議場配付を行った陳情書第1号と同じ内容となっております。先ほどありましたとおり先の陳情書の内容を受けて、原田議員より「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書（案）」として意見書の提出があったところです。

どのように対応すればよいかご検討願います。

○委員（原田周一） 意見書があれで出ていますので、一応採択の方向で提案が出ているということもあるんで、配付でいいんじゃないかと思います。

○委員長（山内実貴子） 今、ご意見ありましたが、3日に議場配付したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、3日に議場配付といたします。

次に、行政諸報告について。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 失礼いたします。

それでは、私のほうから全員協議会におけます諸報告につきまして、お願い申し上げたい点をお願いしたいと思います。

まず、9月3日、開会日、散会後の全員協議会でございますけれども、この日につきましては、町側からの報告案件はないところでございます。

そして、9月27日最終日、閉会後の全員協議会でございますが、2件のご報告をさせていただきたいと考えております。

まず、1件につきましては、1,000万円以上の建設工事等請負契約の状況についてということで、まず1件ご報告をさせていただき、2件目といたしまして、現在進めておりますまちづくり総合計画並びに総合戦略の策定、令和5年度、6年度、2か年で進めておりますが、その策定に係ります外部委員会であります宇治田原町まちづくり総合計画審議会の開催結果概要につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

今回、ご報告申し上げるのは、7月12日に開催いたしました第4回目の審議会、それから、続きまして、第5回目を9月9日に開催予定いたしておりますので、この第4回、

第5回、2回分の開催結果概要につきましてご報告を申し上げたいと思います。以上で
ございます。

○委員長（山内実貴子） ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の全員協議会では報告案件なし、閉会日の全員協議会は、1つ目に建設工事等請負契約の状況について、2つ目に、宇治田原町まちづくり総合計画審議会第4回、5回の開催結果概要について、報告を願うことといたします。

今後、何かあれば、27日の閉会後の全員協議会で対応したいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

また、議会側から9月3日開会日の全員協議会で、視察研修の報告等について行って
いただきます。

7月3日から4日の福井県永平寺町・敦賀市の総務建設常任委員会視察研修について
は、原田委員長からご報告いただく予定です。

また、7月11日から12日の愛知県南知多町・阿久比町の文教厚生常任委員会視察研修
については、馬場委員長からご報告いただく予定です。

さらに、城南衛生管理組合議会、後期高齢者医療広域連合議会、京都地方税機構議会の
報告等も併せて予定しております。

その他、何かございましたら、ご発言願います。ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 先日、私のレターケースに、ある団体からの何か文書が入っていた
んですけども、それを読んでみますと、当町のうんぬんということがいろいろ書かれて
いて、最後に議会对応で一般質問を何か時間を取りたいとみたいなことが途中で区切ら
れたみたいなことが明示されていたんです。今現在、一般質問については、議長にはお
願いしておきたいんですけども、これは40分ということで、それはみんなで決めたルー
ルなんで、どうのこうのってああいう文書が出ること自体がもう私はどうかなあと思う
んですけども、その辺は今回もきっちりルールを守って、議長のほうで運営していた
だきたいので、そういうことをお願いしたいとそれだけです。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

その他、何かございましたら、ご発言願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、次に日程16のその他、何かございましたら
お願いいたします。浅田議長。

○議長（浅田晃弘） 直接、議運には関係ないのかもしれませんが、前回といたらあれ

ですけれども、令和2年、私どもの改選時期が行われた手前の本会議におきまして、引退される議員さんが何人かが本会議、委員長とか持っておられる方はその中で、もう引退しますということで、議会の本会議の中にはそぐわないような形でそういうような発言をされているということもございましたので、今回、最終日、閉会日の夜にお別れ会ということで、町側の幹部職員も出席をいただく中でお別れ会を実施していきたいなということを予定しておりますので、よろしくお願いしたいなと思います。

議員各位におきましても、有志ということで、ご用事等ございましたら申し訳ございませんけれども、万障繰り合わせて出席していただければいいかなと思います。詳細につきましては、これから詰めていきたいと思いますので、予定だけよろしくお願いをしておきたいと思います。

また町側につきましても、すみませんがその日に開催してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

すみません、ちょっと今、日程第2のほうの「その他」ということでお伺いしていましたが、先に指名してしまいましたので、ご了承願いたいと思います。

今後の予定でございますが、9月26日木曜日午前10時から議会運営委員会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、定例会についてはこれで終了いたします。

すみません、日程第2、「その他」、何かございましたらご発言願います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですので、これをもちまして、第3回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

閉 会 午前11時02分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 山 内 実 貴 子